

くらしステツプアップ

新しい消費生活センターってどんなところ？

鹿児島市消費生活センターは、令和元年9月1日に移転しました。

契約トラブルや多重債務など消費生活に関するご相談や情報収集にご利用ください。



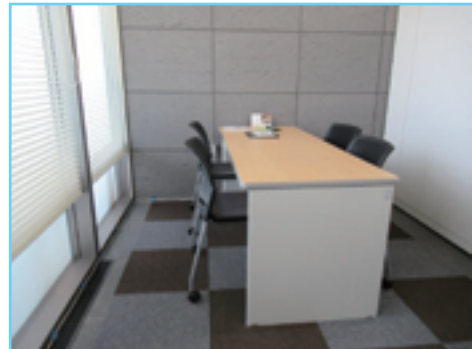
情報コーナー

衣食住に関するパンフレットの展示のほか、消費生活に関するやDVD等の貸し出しを行っています。



相談ブース

消費生活相談員が、消費生活に関するさまざまな相談に応じます。



鹿児島市消費生活センター

相談電話 099-808-7500(月～金曜日 9時～17時15分)

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-808-7512

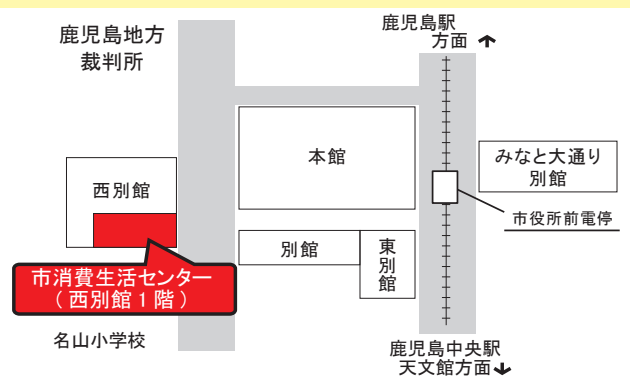
FAX 099-808-7501

ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

消費者ホットライン **188** いやや

※平日は、最寄りの消費生活相談窓口に接続されます。

(土・日・祝日は10時～16時)



消費生活出張講座をご利用ください

消費生活センターでは、消費生活相談員や地域消費者リーダーが皆さんの地域や職場、学校などへ出向いて消費生活に関する講座を行っています。（無料）

○講座は、原則として平日の9時～17時15分で30～90分程度（希望に応じて調整可能）

【内容例】

- ・ 契約、クーリング・オフの基礎知識
- ・ 消費者トラブルを防ぐには
- ・ 多重債務、クレジットカードのしくみ など

【対 象】

- ・ 町内会、老人クラブ等の地域の団体
- ・ 企業や各種グループ
- ・ 中学校、高校、大学 など



お達者クラブ講座の様子



学校講座の様子

◆出張講座実施までの流れ

申し込み

実施希望日の1か月前までに、消費生活センターへお電話ください。（日時、場所、受講者数、駐車場の有無等をお聞きします。）

☎ 099-808-7512

講師決定

消費生活センターで講師の決定をし、講師から団体代表者へ事前に打ち合わせの電話をします。

出張講座実施

資料や教材を用いて講座を行います。講座の実施後、アンケートの記入をお願いします。

☆まずは、お気軽にお問い合わせください。

< 問い合わせ・申し込み先 > 鹿児島市消費生活センター
☎ 099-808-7512



相談コーナー

〈事例 1〉チケットの転売に関するトラブルにご注意！

相談内容

コンサートのチケットをインターネットで検索し海外転売サイトから購入。しかし、購入したチケットではコンサートに入場できない可能性があることを後から知った。キャンセルできないか。

(60歳代女性)



処理結果

この海外転売サイトの利用規約には、キャンセルや変更はできない旨の記載がありました。また、購入したコンサートチケットの公式サイトには「興行主の同意のない有償譲渡を禁止」との記載があったため、転売もできないことを説明しました。

アドバイス

- 令和元年6月14日に「チケット不正転売禁止法」がスタートし、特定興行入場券（チケット）の不正転売等が禁止されました。「不正転売」とは、興行主の事前の同意を得ずに、反復継続の意思をもって、販売価格（定価）を超える価格でチケットを転売することです。
- 興行主がチケットの転売を禁止している場合、転売されたチケットは無効とされ、入場できないおそれもあります。転売チケットを購入するときには、チケットの規約をよく確認しましょう。
- 転売チケットを購入する場合や急に行けなくなったチケットを転売したい場合は、興行主や興行主から許可を得た正規（公式）のリセールサイトを利用するようにしましょう。

〈事例 2〉契約期間が過ぎてしまったエステの解約

相談内容

エステサロンで無料の脱毛体験を受けた後、「今ならキャンペーンで、全身脱毛50万円が30万円で受けられる」と勧められ、24回のクレジット払いで契約した。半年通ったが、希望の日に予約が取れないことが多く、行くとたびに化粧品や他のエステを勧められるので、行かなくなり1年が過ぎた。クレジットの支払いは続いていたので、解約を求めたところ、「期間が過ぎているので解約できない」と言われた。(20歳代女性)



処理結果

契約書面には役務提供期間は1年と記載があり、途中解約の期間を経過していました。期間経過後は原則解約できないことを伝え、期間延長や代替商品で対応が可能か話し合うよう助言しました。

アドバイス

- エステティックサービスは、利用期間が1か月を超え総額5万円を超える契約の場合は、クーリング・オフ期間を過ぎていても一定の解約料を支払えば、理由を問わず中途解約することができます。ただし、役務提供期間が定められている場合、原則期間経過後は解約できません。
- エステなどの継続的サービスは、実際に受けてみたら「思っていた内容と違って」という場合や家庭や仕事の都合でサービスを受けられない事態もあるので、長期に及ぶ高額な契約は避け、自分に合ったサービス内容か契約書でよく確認しましょう。

消費者問題に関する 2019 年の 10 大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する 10 大項目」を選定し公表しています。

2019 年は、改元に便乗した消費者トラブル、無登録業者とのバイナリーオプション取引[※]などの「もうけ話」のトラブルが若者を中心に増加したほか、SNS が関連している相談が多く寄せられる年となりました。

※「バイナリーオプション取引」とは、予め決められた期間に為替相場等が上がるか下がるかを予想する取引のこと

2019 年の 10 大項目

- ◆若者を中心に広がる「もうけ話」のトラブル
- ◆ネット関連の相談は年齢問わず SNS がきっかけになることも
- ◆架空請求に関する相談引き続き 新しい手口も
- ◆高齢者からの相談 依然として多く
- ◆なくなる子どもの事故 死亡事故も
- ◆チケット不正転売禁止法施行 相談件数は 5 倍以上に
- ◆「アポ電」と思われる不審な電話相次ぐ
- ◆改元に便乗した消費者トラブル発生
- ◆キャッシュレス化が進む 関連したトラブルも
- ◆各地で自然災害発生 国民生活センターでも被災地域の支援行う



※出展：独立行政法人国民生活センター 詳しくはホームページ (<http://www.kokusen.go.jp/>) をご覧ください。



ABC 消費者情報ネットかごしまに登録しませんか？

○『A(悪質商法)B(撲滅)C(シティ)消費者情報ネットかごしま』とは悪質商法の被害情報、契約等のトラブル情報、消費生活に関する身近な情報や最新のお知らせなどをメールで配信します。(登録・情報料無料)

○配信の申し込み

abcnet@mail.city.kagoshima.lg.jp に空メールを送信するか、右の二次元バーコードを読み取って登録手続きを行ってください。

